

長崎市公共施設の 用途別適正化方針

平成27年2月
長崎市
(平成31年3月改定)

第1章	はじめに	1
1	公共施設マネジメントとは	1
2	用途別適正化方針の位置付け	3
第2章	長崎市公共施設の適正化方針の基本的な考え方	4
1	コストシミュレーションの実施	4
2	数値目標	5
3	計画期間	5
4	取組方針及び方策	5
第3章	公共施設の用途別適正化方針	7
1	課題及び将来の方向性	7
<参考>	施設情報について	16

第1章 はじめに

1 公共施設マネジメントとは

■ 公共施設を取り巻く環境の変化

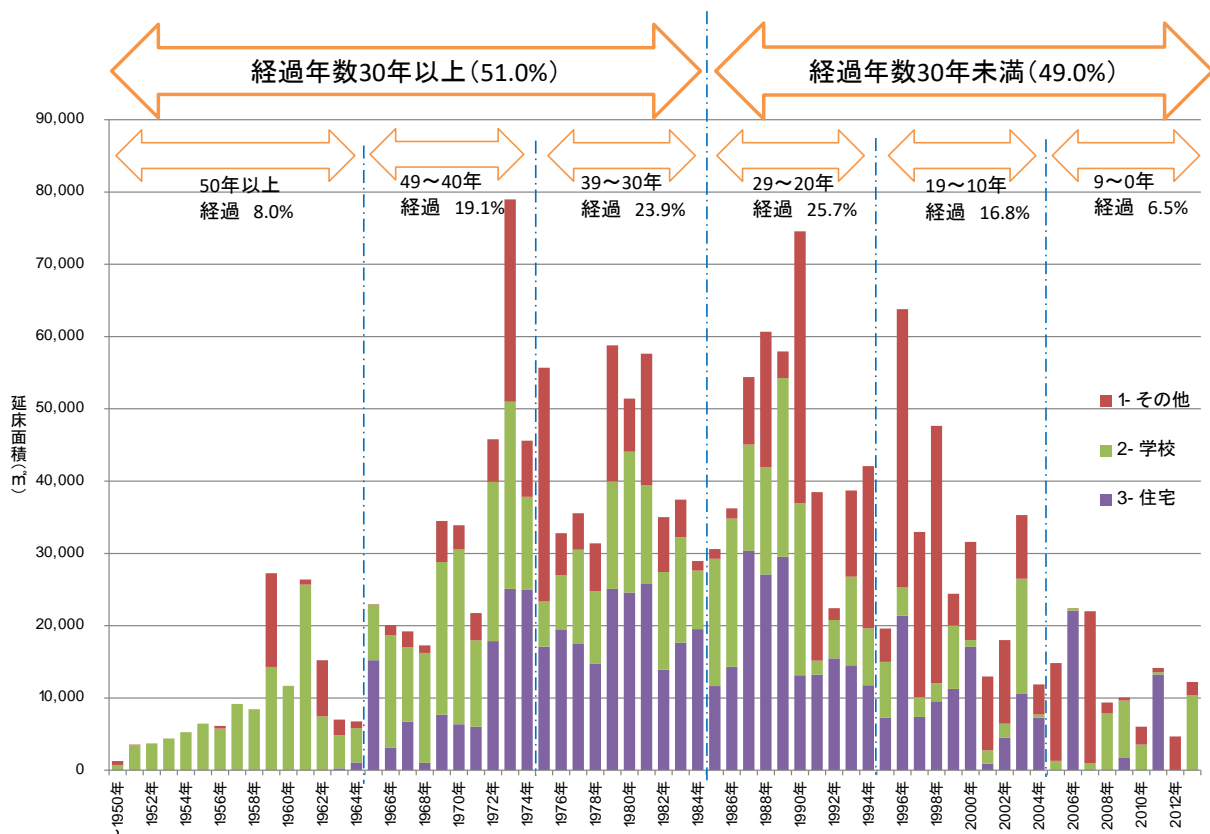
長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に1970年から80年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきました。現在、これらの公共施設は建築後30年以上を経過した建物が全体の半数を超え、老朽化が進行しているとともに、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎えます。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化しています。

また、厳しい財政状況の下、限られた財源のなかで、今後、どのように施設を維持・更新し、さらに活用していくか、無駄をなくす取組みを徹底することも必要です。

このように公共施設を取り巻く環境が大きく変化している中、将来を見据えた公共施設のあり方を抜本的に見直す時期が到来しています。

《長崎市の公共施設の築年別整備状況》（※平成26年3月31日現在）



■公共施設マネジメントへの取組み

そこで、長崎のまちが「子どもから高齢者まで、だれもが暮らしやすいまち」となるよう、公共施設を時代の「変化」に対応できる施設へと「進化」させ、次の世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいます。これにより、長崎市の身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、将来にわたり持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化により、安全性や機能性の向上を図ろうとするものです。

これまでの取組みとして、公共施設に関する情報を集約し、情報の共有化（見える化）を図り、施設の現状把握と施設が抱える問題点の整理・分析を行うことを目的に「長崎市公共施設白書」を作成するとともに、白書を作成することで見えてきた問題点を解決し、経営的な視点を取り入れた公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進するための全体方針として「長崎市公共施設マネジメント基本計画」を策定しました。

■長崎市公共施設の用途別適正化方針の策定

これまでは、ともすれば「行政サービスの提供＝公共施設の建設」であるかのように、必要とされる行政サービス分野ごとに専用の公共施設を整備してきました。

しかし、公共施設を取り巻く環境が施設を建てた当時と大きく変化していく中、これからは施設を賢く使い、子どもや孫たちの世代へ引き継いでいくことを考えなければなりません。

公共施設はあくまでも行政サービスを提供する拠点（言い換えると「手段」）であり、公共施設を持ち続けることと、行政サービスの提供を行うことは別のものであるという観点で、公共施設を見直す必要があります。そして、その見直しにあたっては、その施設で提供している行政サービスの将来的な需要はどうなっていくのか、行政サービスの将来の方向性を踏まえて考えていく必要があります。

その上で、提供していく行政サービスのために専用の施設が必要なのか、施設規模はどの程度必要なのか、他の行政サービスも同時に提供できる複合化はできないのか、施設は公設でないといけないのか、民間施設を借り上げて行政サービスを提供することは可能か、などの視点で検討し判断していく必要があります。

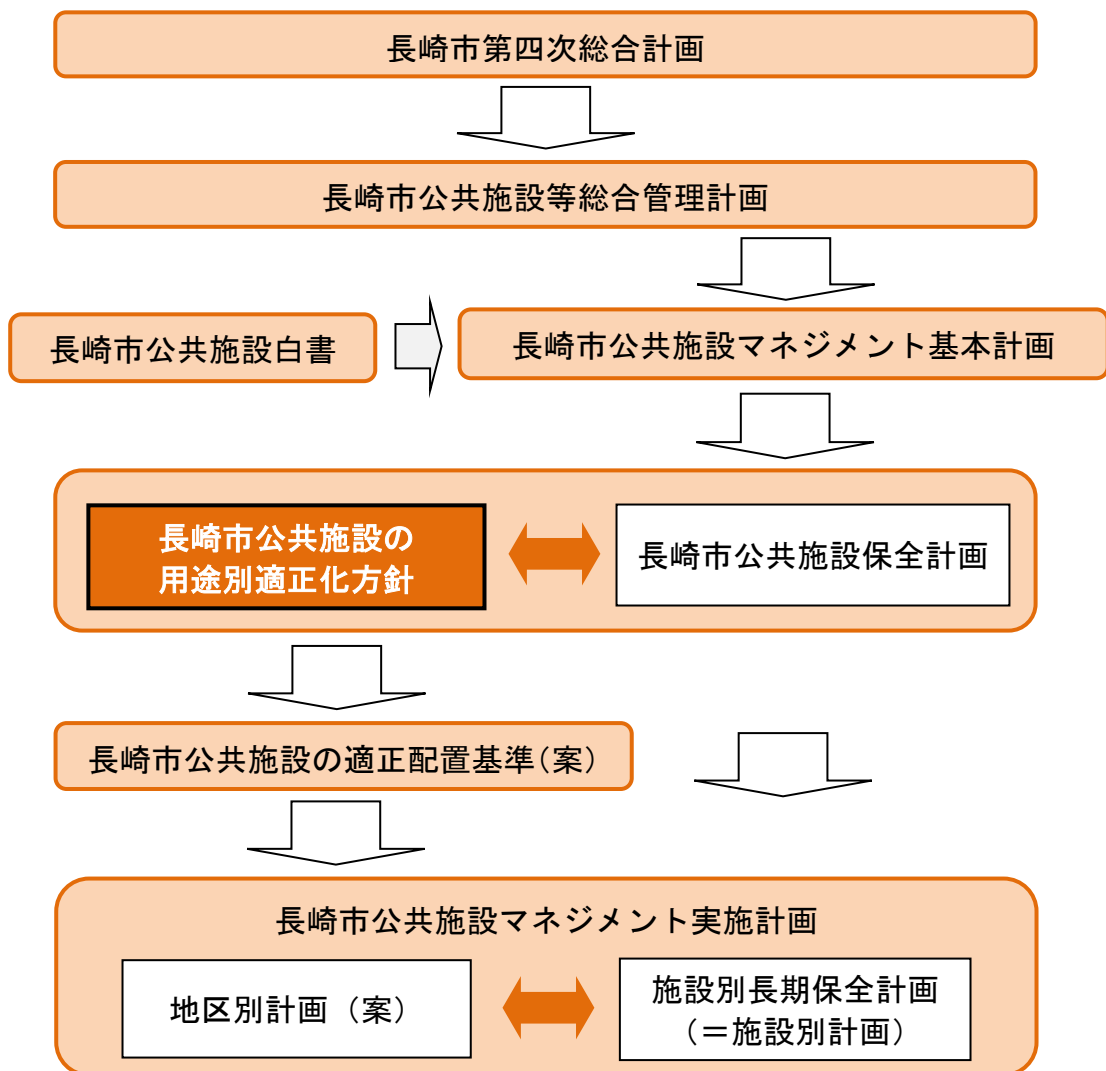
そこで、この考え方に基づき、行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方を示す、「長崎市公共施設の用途別適正化方針」を策定しました。

2 用途別適正化方針の位置付け

この用途別適正化方針は、本市の公共施設マネジメントの最上位計画である「長崎市公共施設等総合管理計画」に基づき策定するものです。

長崎市は、実効性の高い公共施設マネジメントを実践するため、段階的に方針・計画等を策定し着実な推進を図っていくこととしています。

今後は、この用途別適正化方針で定めた行政サービス分野ごとの公共施設の方向性、及び「長崎市公共施設の適正配置基準（案）」の基本的な考え方をもとに、地区ごとの施設の再配置計画となる「地区別計画（案）」及び、個別施設の保全や長期修繕の年次プランなどを示す「施設別長期保全計画（＝施設別計画）」を策定することとしています。

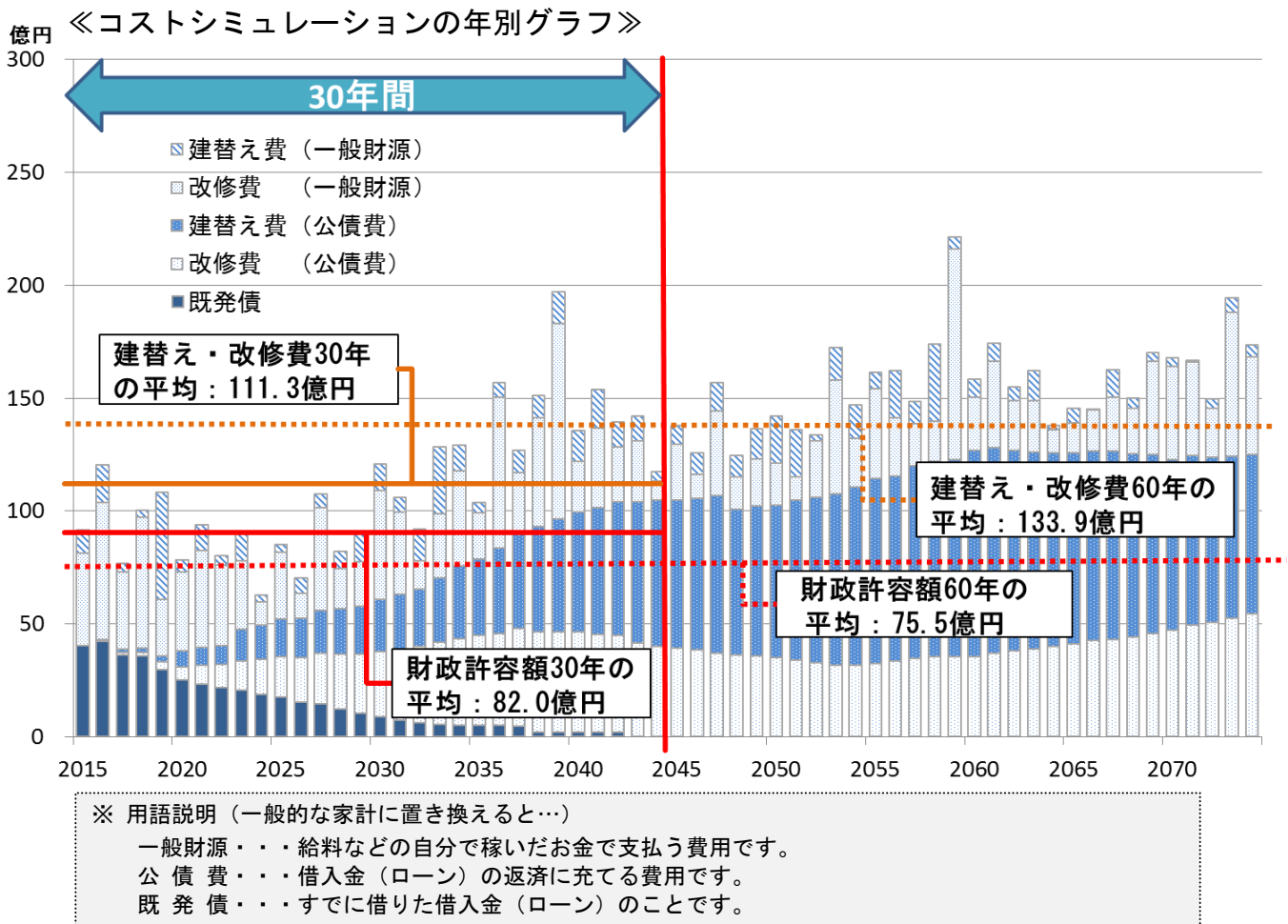


1 コストシミュレーションの実施

用途別適正化方針を策定するにあたり、将来の公共施設の建替えや大規模改修にかかる費用がどの程度必要となってくるのか、将来費用の推計（コストシミュレーション）を行いました。

その内容は、現在保有している公共施設を今後も同規模で保有し続けた場合の将来的な建替え（周期 60 年）や大規模改修（周期 20 年）に必要な費用について、平成 27 年（2015 年）から 60 年間の市の実質的負担額として一般財源と公債費（※）を算出し、中長期的な財政見通しによる財政許容額と比較したものです。

その結果、平成 27 年から 60 年間に必要となる公共施設の建替え・改修費の合計は、総額 8,035 億円となり、一方で、その期間の財政許容額は、総額 4,531 億円で、その差は 3,504 億円となりました。同様に、平成 27 年からの 30 年間では、建替え・改修費が 3,340 億円となり、30 年間の財政許容額は 2,461 億円で、差額は約 879 億円という結果になりました。



2 数値目標

そこで、長崎市は、今後 30 年間（平成 27 年(2015 年)～平成 56 年(2044 年))で見込まれる不足額約 879 億円の解消に取り組むことを目標としました。

この不足額は、現在、市が保有する公共施設全体の床面積に換算すると、約 25%分の建替え・改修費に相当します。

30 年間の不足額の解消を目標とした理由としては、60 年間の想定では期間が長く、この間の財政状況、社会状況、人口推計など、社会情勢の不確定要素が大きいことから、登山に例え、最初から一気に山の頂上を目指すのではなく、5 合目である 30 年分までをまず着実に解消した上で次を目指すこととしました。

3 計画期間

計画期間については、現役世代において責任を持って取り組むためになるべく短期間であること、施設の老朽化に伴う大規模改修費の無駄な投資を生じないよう、大規模改修の予定周期（20 年）より短い期間で設定する必要があること、早期の取り組みによる施設にかかる維持管理費の削減効果等を勘案し、15 年間（平成 27 年(2015 年)～平成 41 年(2029 年)）で取り組むこととしました。

4 取組方針及び方策

用途別適正化方針を進めていくために、次の 3 つの取組方針を定め、施設の適正な保有のための方策を講じていきます。

取組方針 1 施設整備の選択と集中

方策及び手法

- (1) ≪対象を絞る≫ 投資的経費は、存続させる施設にのみ投入する。
 - ・ 存続していく施設に対する計画的予防保全・長寿命化
 - ・ 廃止対象施設の大規模改修の凍結

取組方針 2 保有床面積の削減（総量抑制）

方策及び手法

- (1) ≪数を減らす≫ 将来の市民ニーズ、社会環境の変化等を十分に検証し、今後も行政として保有すべき施設だけを残す。
 - ・ 施設の統廃合
- (2) ≪複合化を促進する≫ 施設と機能（行政サービス）を切り離し、複合化（1施設多機能化）の促進により施設規模の適正化を図る。
 - ・ 既存施設の余剰スペースを活用した施設の複合化
 - ・ 建替え時の適正規模と複合化の検討
- (3) ≪枠を守る≫ 施設の新規整備は、総量抑制の数値目標内で行う。
 - ・ 新規施設の床面積と同規模の既存施設の床面積の削減

取組方針 3 新たな財源の確保

方策及び手法

- (1) ≪財源を創る≫ 民間活力を積極的に活用する。
 - ・ PPP（公民連携）の導入
- (2) ≪収入を増やす≫ 自主財源を拡大する。
 - ・ 低未利用資産の売却・貸付
 - ・ 受益者負担の見直し

1 課題及び将来の方向性（マネジメントの方向性）

公共施設を取り巻く環境が大きく変化している中、これからの暮らし方をどのようにしていくのか、そのためには公共施設がどうあったらいいのかを考えていく必要があります。今まさに、未来に向けて、「公共施設のもっといいかたち」を探していかなければならない時期に来ています。

そこで、長崎のまちが「子どもから高齢者まで、だれもが暮らしやすいまち」となるよう、第2章の適正化方針の基本的な考え方と施設の現状を踏まえ、行政サービス分野（全42用途）ごとに、公共施設の課題及び将来の方向性を決めました。

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
市民活動等施設	<p>市民活動等施設は、市民活動の活性化、男女共同参画の推進や市民生活の向上などを図ることを目的として設置しており、今後も、多様な需要が見込まれます。</p> <p>今後は、必要とする会議室等の規模の適正化に取り組み、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
コミュニティ活動施設	<p>コミュニティ活動施設は、コミュニティ活動の場を提供することにより、住みよい地域社会づくりを推進することを目的として設置しており、今後も生涯学習機能と地域コミュニティ・多世代交流機能等を併せ持った地域活動の拠点箇所を増やしていきます。</p> <p>一方で、稼働率が著しく低い施設が見られることから、余剰部分の解消に取り組むとともに、近隣の既存施設を利用し複合化・集約化を進め、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
自主学習・研修施設	<p>自主学習・研修施設は、少年の健全育成とともに市民の生涯学習の振興を図ることを目的として設置しており、引き続き、行政が関与していきます。</p> <p>しかしながら、特定時期だけの利用に限られるものや、利用率が著しく低い施設があることから、施設の見直しを行うことにより、施設の統廃合を図ります。</p> <p>これにより、将来的に、サービスの拠点が減少しますが、一方では、少年の自然体験を充実させながら、市民全体での利用を図っていきます。</p>
公園施設	<p>公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。</p> <p>今後は、「長崎市公園長寿命化計画」に基づき、改修を行う優先度を設定したうえで、施設の状態に応じた適切な保全管理を実施し、安全で安心な公園施設の提供及びライフサイクルコストの削減に向けた取り組みを行います。また、人口減少や利用状況等、社会状況の変化に応じた用途全体の施設規模の見直しを進めていきます。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
スポーツ施設	<p>スポーツ施設は、市民が身近な場所でスポーツに親しみ、あわせて、競技力の向上を図ることを目的として設置しています。</p> <p>このことから、市民の健康増進を図るため、誰でも気軽に運動やスポーツを行うことができ、また、競技力の向上を図るため、競技練習や大会を開催できる施設を整備することが必要ですので、今後もスポーツ施設を配置していきます。</p> <p>しかしながら、人口減少・少子高齢化によるスポーツ人口の減少に伴い、利用率が低下することが見込まれるなか、施設も老朽化していくことから、すべての施設を維持していくことは困難であるので、施設の廃止・集約を検討するとともに、維持していくことが必要な施設については、可能な限り、施設の機能の質の向上を図ります。</p>
レクリエーション施設	<p>レクリエーション施設は、レクリエーション等の活動の場を提供することにより、市民の福祉の増進に資することを目的として設置していますが、民間による機能代替も可能です。</p> <p>そこで、民間運営が可能な施設や、県の施設と一部機能が重複している施設については、施設の民間移譲や、一部施設の用途廃止をすることとし、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
老人憩の家等	<p>高齢者人口の増加に伴い、利用者の増加や老人福祉サービスに対するニーズの拡大及び多様化が見込まれますが、現行サービスにおいて、利用者が60歳以上と限られていること、浴室利用が無料となっていること、施設間で利用者の数に差があるなど、公共施設の在り方を見直すうえで課題が生じています。</p> <p>そこで、今後は、老人憩の家等の教養の向上やレクリエーション等の機能については、多世代が利用できる地域のコミュニティ活動施設に集約し、風呂機能はソフト面での代替策を講じるなど、今後の高齢者人口の推移や、利用状況、耐用年数等を踏まえながら、将来的に廃止します。</p>
養護老人ホーム	<p>養護老人ホームは、経済的理由等により居宅生活が困難な高齢者が入所し、自立した日常生活を営むために必要な援助を行うことを目的として、高島地区に設置しています。</p> <p>離島地区における高齢者福祉サービスは一定確保する必要がありますが、現在の施設入所率が低い状況にあることや、市内には多くの民間施設があることから、今後は、入所者の動向を注視しながら、現行サービスのあり方について見直す必要があります。</p>
学校	<p>学校は、義務教育を実施するための拠点施設であり、引き続き、適正な教育環境の提供と改善を図る必要があります。</p> <p>一方で、全市的に児童生徒数は減少傾向であるため、学校の統廃合を促進し、施設規模の適正化を図るとともに、効果的・効率的な教育環境の提供を行っていきます。</p> <p>また、プールについては複数校での共同利用を検討するとともに、学校施設としての体育館及び運動場については、学校運営上支障のない範囲で施設のさらなる有効活用を図ります。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
保育所・幼稚園	<p>保育所・幼稚園は、就学前児童に保育、教育を提供することを目的として設置していますが、平成19年12月に定めた「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」を踏まえながら、市立保育所は民間移譲を基本としつつも、施設的な課題・制約がある保育所については、直ちに移譲することが困難なことから、当面存続します。</p> <p>制約が解消した場合は、その時点での市全体の保育需要を見極めながら、民間移譲又は廃止を検討します。</p> <p>また、市立幼稚園は公的幼児教育・保育の確保等のため、市立認定こども園へ移行し、引き続き存続させます。</p>
児童厚生施設等	<p>児童厚生施設等は、遊びの場を通しての児童の健康増進を目的とした施設ですが、現在同様のサービスとして、乳幼児向けには子育て支援センター、小学生に対しては、放課後児童クラブや放課後子ども教室があり、今後は、これらのサービスの拡充を図ることにより、子どもの居場所を確保していきます。</p> <p>これらのサービスの拡充に合わせ、今後の児童厚生施設等のあり方について、見直しを図っていきます。</p>
放課後児童クラブ	<p>放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、安全・安心の観点から、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するために設置しており、小学校の児童全体数は減少しているものの、放課後児童クラブの利用者数は増加している状況にあります。</p> <p>そこで、今後は、既存の施設の狭あい化及び未設置校区の解消のため、将来的な学校の統廃合を見据えたうえで、新たな施設整備が必要となる場合は、放課後児童クラブの事業者による施設整備を支援することで、子どもたちの放課後等における居場所の確保を図ります。</p> <p>なお、将来的には児童数が減少することから、放課後児童クラブの運営の統合の働きかけを行っていきます。</p>
学校給食施設	<p>学校給食の実施は、食育の推進を図ることを目的としており、望ましい食習慣を形成するための食事環境の一環として、継続した学校給食の提供が必要です。</p> <p>児童生徒数の減少に伴い、小中学校の統廃合も検討されている中、将来にわたって安全で安心な給食を安定的に提供できるよう、全ての学校給食施設について、必要な施設規模の検討を進め、施設の集約化・効率化を図っていきます。</p>
母子生活支援施設	<p>母子生活支援施設は、精神的、経済的に不安定な、配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童が入所し、安全安心な環境の下で保護するとともに、自立して社会生活に適応できるよう支援することを目的として設置しています。</p> <p>近年、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）や児童虐待の被害を受けた母子の避難場所ともなっていることから、今後も必要な機能であり、現状の施設規模を維持します。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
子育て関連施設	<p>子育て支援センターは、子育てについての相談、情報提供、交流の場として、在宅で育児をしている保護者の不安感・負担感を軽減することを目的として設置しています。</p> <p>地域の子育て支援拠点を充実させるという施策に基づき、今後、実施箇所を増やしていきます。未整備の区域については、市の既存施設の活用に加え、民間施設の活用により整備を進め、効率的に運営します。</p> <p>また、(仮称) こどもセンターについては、子ども自身の育ちと子どもを育む親の育ちを支援するため、まちなかに設置することを検討します。</p>
障害者支援施設	<p>障害福祉センターは、機能訓練、スポーツ・レクリエーション、文化・教養等の講座の実施など障害者への福祉の増進を図ることを目的として設置しています。</p> <p>長崎市における地域福祉を推進する上で重要な拠点施設であり、施設の利用度が高いことや、今後も障害福祉施策に対するニーズは変わらないことが見込まれることから、現状の施設規模を維持します。</p>
保健施設	<p>保健施設は、被爆者等に対する法に基づく健診や、離島やへき地などの医療が不足している地域及び夜間、休日などの医療の空白時間帯の診療サービスを行うなど、市民の健康を保持することを目的として設置しており、引き続き、行政が関与する必要があります。</p> <p>しかし、将来的に利用者数の減少が見込まれる施設や、利用実績に対し施設規模が過剰となっている施設があることから、施設の複合化を行うことにより、余剰がある施設の規模縮小を図ります。</p>
健康増進・入浴施設	<p>健康増進・入浴施設は、健康の増進や公衆衛生の向上などを目的として設置しており、家庭風呂が少ない離島地区においては、生活衛生上必要であり、民間参入も見込めないことから、行政が関与すべきサービスですが、離島以外の地域にあっては、民間による機能代替が可能です。</p> <p>そこで、今後は、民間運営が可能な施設の民間移譲を行うとともに、近接している施設の統廃合を行うことにより、施設規模の縮小を図ります。</p>
火葬場	<p>火葬場は、衛生的な市民生活の維持に必要な不可欠な施設として、行政が関与する必要性が高いものであり、長崎市の人口は減少するものの、高齢化の進行に伴い、火葬件数は2038年頃をピークに増加していくことが見込まれます。</p> <p>今後は、火葬場予約制の導入など、効率的な施設運営に取り組むとともに、将来の建替えに際しては、火葬炉数や待合室、拾骨室などの配置を再検討し、故人との最後の別れの場に相応しい施設として、機能の向上や環境整備に努めます。</p>
墓地等	<p>市が所有する墓地等は、永続性及び非営利性確保の観点から、引き続き、現状のサービスを提供します。</p> <p>また、墓地の新たなニーズに対しては、民間運営の墓地でも機能代替が可能であることなどを勘案し、現状の施設規模を維持します。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
流通拠点施設	<p>中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な流通を確保することを目的としており、今後も長崎市民へ青果物を適正な価格で安定して供給するために、卸売市場の機能は維持する必要があります。</p> <p>しかし、人口減少や消費・流通の多様化に伴う市場外流通の増加などを考慮すると、今後の市場取扱量は減少すると考えられ、それに伴い、余剰スペースが生じると見込まれることなどから、市場内施設の複合化や用途廃止を行う等、市場取扱量に見合った施設規模とします。</p> <p>また、維持コストの削減のため、指定管理者制度の導入も含め管理運営形態の見直しを検討します。</p>
商業振興施設	<p>商業振興施設は、食料品や日用品など生活に必要な物資を安定的に供給することや、地元で生産された食材を地元で消費する地域内流通の拠点施設として生産者を支援することを目的として設置しています。</p> <p>離島地区については、民間店舗が少ないことなどを考慮すると、行政が関与する必要性は一定ありますが、離島以外の地区については、その必要性は低いと考えられることから、民間運営が可能と考えられる施設については、民間移譲を行います。</p> <p>また、利用度が著しく低い施設や、同種の施設が近接しているものがあることから、施設の複合化や統廃合を行うことにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
水産業振興施設	<p>水産業振興施設は、水産種苗の生産・供給などを行い、沿岸漁業の振興を図るため設置しています。</p> <p>今後は、過剰規模となる施設の統廃合を行うとともに、施設の民間移譲が可能なものについてはその検討を進めることにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p> <p>なかでも、放流用種苗の生産・供給に関しては、民間が行っていないサービスを継続しますが、民間と競合している養殖用種苗などは、生産数を見直しながら、付加価値の高い新たな魚種やブランド化が期待できる地域種の種苗生産技術の開発を進めるとともに、養殖の低コスト化の実証などの分野にも取り組んでいきます。</p>
農林業振興施設	<p>農林業振興施設は、農林業の振興に寄与することなどを目的とした拠点施設であり、引き続き、行政が関わっていきますが、使用を中止している施設や規模が過剰な施設があることから、必要なサービスの整理を行い、施設の用途廃止や複合化を行うことにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
図書館	<p>図書館は、生涯学習の場として、多様化・高度化する市民の学習意欲に応えることができるよう、引き続き、現状のサービスを提供していきます。</p> <p>市立図書館は、全市的な施設であり、利用状況も良好であることから、現状の施設規模を維持しますが、他の図書館については、利用状況から、現在過大となっている規模を見直す必要があることから、他施設の活用も検討しながら、施設規模の縮小を図ります。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
博物館等	<p>博物館等は、教育の振興や、学術及び文化の発展に寄与することなどを目的として設置しており、今後、世界遺産等の取組みにより、来館者の増加も見込まれるため、定期的な展示替えなど、施設の魅力向上を図ります。</p> <p>また、観覧しやすい動線及びイベント開催のためのスペースの確保や、併せて、貴重な資料の収蔵など、適切な保存管理も求められることから、一定の施設規模を維持する必要がありますが、一方で、展示物の老朽化等により設置当初の機能を果たせていない施設や、展示物の移転・集約が可能な施設もあるため、用途全体の施設規模の見直しを図ります。</p>
ホール型施設	<p>ホール型施設は、芸術文化の振興や豊かな市民生活の向上などに寄与することを目的として設置しており、引き続き、行政の関与のもと、サービスを提供します。</p> <p>現在のホール稼働率は比較的高いものの、将来の人口減少に伴い、全体的な需要の低下が見込まれることから、芸術文化活動を支援する環境を保ちつつ、明確な各ホールの役割分担のもと、今後整備される施設の規模等を考慮して、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
文化財	<p>文化財の保存・継承は、長崎市の重要な取組みの一つであり、世界遺産の動きなど、長崎市の歴史・文化への関心も高まりつつある中、市民・観光客への積極的な発信が必要です。指定・登録数も増加しており、文化財保護の観点から、耐震化も含めた長期的な施設保全に取り組む必要があります。</p> <p>また、施設の運営にあたっては、民間のノウハウやアイデアを積極的に活かし、その魅力を高めるなどのサービス拡充を図るとともに、歴史的建造物の維持管理には多大な費用を要することから、入場者の増加策に努め、施設を活用した自主財源の確保に取り組めます。</p>
観光施設	<p>国内における個人旅行者や近年のクルーズ船来航による外国人観光客の増加等により、長崎市の基幹産業である観光振興に対する期待は高まっています。</p> <p>世界新三大夜景や世界遺産などの観光資源豊かな長崎市の有利性を活かしたサービスの拡充を図るとともに、既存施設の活用を前提としながらも、新たな観光資源の発掘や創造により、必要に応じた施設規模の見直しを図る必要があります。</p> <p>また、入場者の増加策に努め、施設を活用した自主財源の確保に取り組めます。</p>
平和施設	<p>被爆都市長崎から平和を発信する重要な施設であり、被爆者の高齢化が進行する中、被爆の実相の次世代への継承、平和発信機能など、行政の永続的な取組みが必要です。国内外から多くの人々が訪れる施設であり、引き続き、行政が関与する必要があります。</p> <p>今後も、被爆継承や平和発信機能の一層の充実を図るため、既存施設を有効に活用しながら、現状の施設規模を維持します。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
市営宿泊施設	<p>宿泊施設は、観光の振興などを目的として設置しており、本来は、民間に任せるべき分野ですが、離島地区において、民間宿泊施設がない場合や、採算性等から民間移譲が困難である場合などは、当面は、行政が宿泊機能を維持する必要があります。</p> <p>今後、民間運営が可能な施設については、民間移譲を行い、用途全体の施設規模の縮小を図りますが、施設を移譲するための条件整備には一定の期間や調整が必要であり、それまでの期間は、大規模改修等の経費を抑制しながら、必要最小限の規模で対応していきます。</p>
ながさき暮らし体験施設	<p>ながさき暮らし体験施設は、田舎暮らしを希望する団塊世代などを主な対象として、特に合併地区への移住を支援するため、ながさき暮らしを体感できる宿泊施設として設置したものです。</p> <p>しかし、費用対効果を勘案する中で、事業のあり方を見直すこととし、今後は、民間との連携によるソフト面での新たな定住促進策への転換を図ります。</p>
港湾施設	<p>港湾施設は、離島地区の住民や観光客などの航路利用者にとって必要不可欠な施設であり、航路が存続する限り継続すべきサービスです。</p> <p>現在、余剰スペースが生じている施設など、規模が過剰な施設があることから、建物更新時は、施設規模の縮小に向けた見直しを行うなど、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
ごみ処理施設	<p>ごみ処理施設は、市民生活の中で排出されるごみを適正に処理することを目的として設置しており、今後の人口減少に伴い、ごみ量も減少していくことから、処理施設の規模縮小を図りながら、適正なごみ処理と処理施設の整備を行います。</p> <p>また、焼却施設の建替え時には、高効率なごみ発電施設として建設し、売電することにより自主財源の確保に取り組みます。</p> <p>埋立処分場については、計画的な整備を行い、長寿命化に努めます。</p>
排水等処理施設	<p>排水等処理施設については、下水道の普及や人口減少に伴い、処理量が減少していくものの、一定の需要は継続して残ることから、生活環境を保全していくため、今後も必要最小限の事業を行っていきます。</p> <p>し尿処理施設は、市民生活の中で排出されるし尿等を適正に処理することを目的に設置していますが、今後の人口減少に伴い、し尿等の量も減少していくことから、処理施設の規模縮小を図りながら、将来的には公共下水道へ投入して処理することを基本として取り組みます。</p> <p>集落排水処理施設は、近接する公共下水道への集約化を図るとともに、集約できない施設については、更新時に処理計画人口を見直し、施設規模の適正化を図ります。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
市営住宅	<p>市営住宅については、人口動態の変化や民間の空き家の増加など、今後の住宅需要の変化を踏まえ、民間住宅との役割分担を十分に勘案し、入居基準の見直しも含め、住宅の建替え等に合わせ管理戸数を減少させていきます。</p> <p>また、島しょ部など空き家の状態が恒常化し、入居が見込めない住宅については移転集約や除却等を行うことにより、施設規模の縮小を図ります。</p> <p>さらに、縮減後の余剰地について、他用途への活用や売却を図るなど、新たな財源確保に努めるとともに、民間活力を導入した施設整備を検討するなど、財政負担の軽減に取り組みます。</p>
市営駐車場	<p>普通車駐車場については、民間駐車場の増加により、市全体では充足しているものの、市営駐車場は、公的施設利用者のための駐車場も兼ねていることから、現状のサービスを維持しますが、今後の周辺環境の変化に応じて、全体の規模の見直しを行います。</p> <p>なお、機械式駐車場については、経費抑制のため、自走式等の形態へ見直す必要があります。</p> <p>二輪車等駐車場については、市中心部では不足しており、さらなる需要が見込まれることから、引き続き、整備を図ります。</p> <p>そのほか、駐車場の余剰部分の有効活用や、定期駐車契約の導入などにより、自主財源の確保に取り組みます。</p>
本庁舎・地域センター等	<p>本庁舎は、現在分散している庁舎を1棟に集約するとともに、市民の安全な暮らしを支え、市民サービス向上や事務効率の改善のために必要な規模での整備を行います。なお、集約後の分散庁舎については廃止することを基本とします。</p> <p>従前の支所・行政センターは、平成29年10月から、すべて地域センターとなりました。地域センターは届出・申請手続き、地域の困りごとなどの「身近な手続き・相談」と「地域のまちづくり支援」を行う、市民に最も身近な窓口としての役割を担います。</p> <p>また、同時に市内の4か所に地域の課題に対応するための専門職員の拠点となる総合事務所を設置しました。地域センターと総合事務所が連携して、地域の課題に対して、迅速に、地域の特性に合った対応をしていきます。</p> <p>なお、一部の施設は、旧議場など多くの余剰スペースがあることから、規模を縮小し、他の用途との複合化・多機能化を検討するとともに、余剰スペースの貸付け等による自主財源の確保に取り組みます。</p>
その他事務所	<p>その他事務所は、施設の特異性や、サービスの機動性確保のため、本庁舎から分散して設置していますが、より効率的な行政運営を図るために必要な施設配置へ見直します。</p> <p>また、余剰スペースが生じている施設や、施設の集約化が可能な施設があることから、施設の複合化や統廃合を行うことにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>

用途名	公共施設の課題及び将来の方向性
消防施設	<p>近年における災害の多様化や、高齢化による災害時要支援者の増加などの社会的背景により、安全・安心に対する市民の防災意識はこれまで以上に高まると予想されますが、今後、道路や市街地の整備状況などにより、配置の見直しが可能となった際は、消防力を低下させることなく効率的な適正配置を図りながら、施設の集約化や他施設との複合化を促進するなど施設数や規模の見直しを図ります。</p> <p>また、消防団格納庫については、更新時に、出張所との複合化や近隣の格納庫との統廃合について検討します。</p>
職員住宅	<p>離島地区の職員住宅については、緊急時の対応など、危機管理上必要であることから、施設の長寿命化を図りながら維持しますが、代替となる施設がある場合には、コスト比較の上、他の既存施設の転用も検討します。</p> <p>離島以外の職員住宅については、危機管理の観点などから必要性が高い宿舎や医師確保のための宿舎を除いては、原則、廃止とし、用途全体の施設規模の縮小を図ります。</p>
貸付施設・ 保留地	<p>行政目的を有しない普通財産であり、今後、行政で活用する見込みがない物件については、積極的な売却や貸付けに取り組むなど、資産の有効活用に努めます。</p>

<参考> 施設情報について

長崎市では、保有する公共施設について、次の行政サービス分野（全41用途）ごとに、個別施設の情報を集約し、建物状況、利用・コスト状況など、各分野の性質に応じた施設情報の分析を行っています。

この内容は、市のホームページ「長崎市公共施設のコスト状況」に掲載しています。

用途		施設名(例)
(1) 市民が活動や学習をする施設	ア 市民活動等施設	ランタナ、アマランス
	イ コミュニティ活動施設	市民センター、ふれあいセンター、公民館、地区公民館、文化センター
	ウ 自主学习・研修施設	自然の家、三和少年交流センター
(2) スポーツ・公園施設	ア 公園施設	都市公園・公園(809ヶ所)
	イ スポーツ施設	体育館、プール、アーチェリー場
	ウ レクリエーション施設	体験の森、いこいの里、黒崎海岸有料シャワー施設、ゲートボール場
(3) 高齢者向け施設	ア 老人憩の家等	老人憩の家、老人福祉センター
	イ 養護老人ホーム	高砂園
(4) 子ども向け施設	ア 学校	小学校、中学校、高等学校
	イ 保育所・幼稚園	保育所、幼稚園
	ウ 児童厚生施設等	児童センター、児童館、子ども広場
	エ 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
	オ 学校給食施設	学校給食共同調理場
(5) 親子向け施設	ア 母子生活支援施設	白菊寮
	イ 子育て関連施設	子育て支援センター
(6) 障害者支援施設	ア 障害者支援施設	障害福祉センター
(7) 保健・衛生の向上を図る施設	ア 保健施設	診療所、保健センター
	イ 健康増進・入浴施設	公衆浴場、健康づくりセンター
	ウ 火葬場	葬斎場
	エ 墓地等	無縁遺骨安置所、市営墓地、旧慣使用权墓地
(8) 産業の振興を図る施設	ア 流通拠点施設	卸売市場
	イ 商業振興施設	中央小売市場、市設高島市場、池島小売センター、夕陽が丘そとめ、三和農水産物直売所、野母崎ふれあい市場
	ウ 水産業振興施設	水産センター、漁港施設
	エ 農林業振興施設	植木センター、農業センター、加工所
(9) 文化の振興を図る施設	ア 図書館	市立図書館、香焼図書館
	イ 博物館等	科学館、博物館、記念館、資料館
	ウ ホール型施設	市民会館、ホール
(10) 観光や平和のための施設	ア 文化財	出島、グラバー園、史跡
	イ 観光施設	ロープウェイ、ペンギン水族館、亀山社中、ペーロン体験施設、端島見学施設
	ウ 平和施設	原爆資料館、永井隆記念館、如己堂、平和会館、原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂
	エ 市営宿泊施設	野母崎炭酸温泉Alega軍艦島、しまの宿五平太、外海ふるさと交流センター、池島中央会館
(11) 定住の促進を図る施設	ア ながさき暮らし体験施設	交流滞在型宿泊施設、中長期型滞在施設
(12) 都市基盤施設	ア 港湾施設	ターミナル
	イ ごみ処理施設	ごみ焼却場、埋立処分場
	ウ 排水等処理施設	し尿処理施設、農漁業集落排水処理施設
	エ 市営住宅	市営住宅
	オ 市営駐車場	市営駐車場
(13) 庁舎等	ア 本庁舎・地域センター等	本庁舎・地域センター・地区事務所
	イ その他事務所	事務所、簡易事務所、倉庫
	ウ 消防施設	消防署、出張所、派出所、分団格納庫
	エ 職員住宅	職員宿舎

※「長崎市公共施設のコスト状況」

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/792000/793400/p030158.html>

《 施設情報の見方 》

1 施設概要

掲載されている情報は、特別な注釈のない限り、各年度末現在あるいは各年度中の実績です。

建物が複数ある場合は、一番古い建物の建築年を記載しています。

番号	名称	住所	建築年 (年)	建築経過年 数(年)	延床面積 (㎡)	年間利用者数 H29(人)	耐震化	避難所	複合 施設	指定 管理
	〇〇市民センター	〇〇町・・・	2003	15	3132.51	48,825	○	○	○	○
	□□地区公民館	□□町・・・	1973	45	513.90	3,814	△	○	○	-
	△△小学校	△△町・・・	1953	65	3,826	101	×	○	-	-

複合施設の場合は、一棟全体の面積ではなく、実際の占有面積を掲載しています。

【耐震化】

○	実施計画等の対象施設のうち、耐震の基準を満たしているもの及び耐震工事済み（平成 29 年度末時点）のもの。 ※昭和 56 年 6 月以降に建築された建物は、建築基準法の新耐震基準のため、「○」とする。 ※建物が複数ある場合で、主要な建物が基準を満たしているものは「○」とする。
△	実施計画等の対象施設のうち、耐震基準を満たしていないが、耐震工事実施予定又は建替予定のもの。
×	実施計画等の対象施設のうち、耐震診断未実施又は耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、耐震工事の実施が決定していないもの。
対象外	長崎市市有建築物耐震化実施計画の対象外の施設
-	建物がない施設

※「実施計画等の対象施設」とは、「長崎市市有建築物耐震化実施計画」及びその他の市の方針で耐震化の対象となる施設を指します。

2 利用状況（用途により記載内容が異なります。）

貸室がある施設について、平成 29 年度の稼働率を図示しています。

【稼働率の計算例】

	利用形態	1日のコマ数	年間利用可能 コマ数①	年間利用 実績②	稼働率 ②/①
A施設	利用単位=1時間 1日の開館時間=8時間 稼働日数=360日	8時間/1時間 =8コマ	8コマ×360日 =2,880コマ	2,160コマ	75%
	} の場合				
B施設	利用単位=午前・午後・夜間 稼働日数=312日	3コマ	3コマ×312日 =936コマ	608コマ	65%
	} の場合				

3 コスト状況（用途により記載内容が異なります。）

施設の管理運営に係る経常的経費（毎年継続して支出される経費）及び使用料等の収入を、平成 29 年度決算ベースで用途ごとに集計したものです。コストの内容は次のとおりとなっています。

項目		対象となる経費等
施設維持費	光熱水費	電気料、ガス料、上下水道料、汲み取り料
	修繕費	建物及び設備に係る修繕料（工事費、車両物品の修繕料は除く。）
	施設管理費	管理委託料
	土地建物賃借料	土地借上料、家屋借上料
	その他維持費	燃料費（車両燃料費を除く。）、電信電話料、放送受信料、庁用器具費、建物共済保険料など
事業運営費	人件費	施設内で従事している全ての職員に係る費用（ただし、正規職員の配置がない行政施設については施設維持に人件費 0 とする。）
	その他の経費	施設維持費及び人件費以外の一切の経費（その施設で行われている事業費も含む。ただし、学校施設及び行政施設を除く。）
収入		使用料、手数料等（市の収入となるものを対象としており、利用料金制を採用している指定管理者制度導入施設の使用料等は除く。）

注 1 指定管理者制度により運営している施設については、収支決算書等により経費の内訳を項目ごとに抜き出しています。

注 2 指定管理者制度導入施設以外の人件費は、単価（正規職員：800 万円、再任用：300 万円、嘱託員：230 万円）を設定して概算したものです。

長崎市公共施設の用途別適正化方針

平成 31 年(2019 年) 3 月改定
長崎市

【問い合わせ先】

長崎市資産経営室

電 話 : 095-829-1412

F A X : 095-829-1248

E-mail : shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp